

9月18日付・読売新聞社説

[危険運転起訴] 「飲酒ひき逃げに厳罰で臨め」

飲酒運転で一家5人が乗った車に追突、幼い3人の命を奪った福岡市職員が、危険運転致死傷罪などで起訴された。

逮捕容疑は業務上過失致死傷と道路交通法違反（ひき逃げ）だった。しかし、この二つを合わせても最高で懲役7年6月だ。5年前に刑法に設けられた危険運転致死傷罪では、最高20年の懲役が科せられる。

被害の重大さに加え、市職員のとった行動はあまりに悪質だった。厳罰に問うのは当然である。

事故の後、被害者を助けもせずに逃走した。40分もたって現場に戻ったが、その間に友人に水を持ってこさせ、大量に飲んで酔いをさましていた。とんでもないドライバーがいたものである。

しかし、これが特殊ケースでないことが、事態の深刻さを示している。ひき逃げ事故は昨年1年間で1万9660件も起きている。2000年より40%も増えた。警察庁は、その多くは飲酒運転の発覚をおそれて逃げたとみている。

飲酒運転では、「正常な運転が困難な状態」にまで酔っていた場合に危険運転致死傷罪を適用できる。逃げてしまえば酔いはさめ、立証も難しくなる。逃走中に「重ね飲み」をし、飲んだのは事故後だと言い張る者もいる。

千葉県で昨年、同窓会帰りの男女8人がひき逃げされた事故では、危険運転致死傷罪に問われた被告が「酩酊（めいてい）状態ではなかった」とし、公判で争っている。こうしたケースは少なくない。

「逃げ得」を見逃しては、交通秩序は保てない。警察庁も、ひき逃げの罪を重くする方向で検討を始めたという。

現在は最高で懲役5年だが、例えば飲酒運転でひき逃げをしたら、事故時には相当に酔っていたとみなして危険運転致死傷罪を適用できるような制度にしないと、「逃げ得」はなくなる。

全国交通事故遺族の会も今春、「ひき逃げという卑劣な行為が社会不安を引き起こしている」として、厳罰化を求める要望書を法務大臣に提出している。政府として速やかに対応してもらいたい。

重大事故にもかかわらず、捜査当局が危険運転致死傷罪を適用しないケースも目立つ。「逃げる際に事故を起こさなかったから、正常運転が無理だったとは言えない」という、首をかしげたくなる理由で見送った例もある。被害者の無念さをしっかり受け止めた捜査が必要だ。

酒を提供する側の責任も重い。特に駐車場のある飲食店などでは、「運転するとは思わなかった」といった弁明では済まされない。積極的に刑事責任を追及していくべきだ。

（2006年9月18日1時44分 読売新聞）